

## 事業復活支援金

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して事業規模に応じた給付金が支給されます。

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴い**需要の減少又は供給の制約により大きな影響**を受けていることが要件であります。

**需要の減少による影響**には、①イベント等の延期・中止による**個人消費の機会の減少**②新しい生活様式への変更による**個人需要の減少**③海外の都市封鎖による**海外現地需要の減少**④渡航制限等による**個人消費機会の減少**⑤顧客や取引先が上述①から⑤の影響により**発注の減少**が示されています。

**供給の制約による影響**には、コロナ禍を理由とする**業務上不可欠な財・サービス**の調達難や取引や商談機会の制約、就業者の就業制約が示されています。

### \*対象外となる売上減少

要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで**単に営業日数が少ないこと等により売上が減少**している場合

【申請期間】 2022年1月31日から2022年5月31日

### 【給付額】

基準期間の売上高－対象月の売上高×5

### 【基準期間】

2018年11月から2019年3月  
2019年11月から2020年3月  
2020年11月から2021年3月 } のうちいずれかの期間

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

**【給付上限額】**

売上高減少率	個人 事業者	法 人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超から5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

**【申請方法】**

事業復活支援金の申請用HPから**電子申請**となります。

申請にあたっては登録確認機関の事前確認が必要になりますが、「一時支援金」  
「月次支援金」を受給済みの場合は事前確認が不要となります。

登録確認機関と継続支援関係がある場合は、提出書類等が簡略化されます。

**【申請特例】**

- ① 2019年1月から2020年12月までの間の新規設立、開業
- ② 2021年1月から2021年10月までの間の新規設立、開業
- ③ 季節性特例 ④合併や法人成り、事業承継
- ④ 2018年又は2019年に罹災 ⑥NPO法人

などの場合は申請特例となり給付額の算定方法や申請書類等が異なります。  
特例区分での申請は2022年2月18日からの開始が予定されています。